道子連安全会＜北海道子ども会見舞金制度・全国子ども会安全共済会の加入手続き＞・・・お申し込み・見舞金のご請求は道子連へ

※　㊞→自署・・・代表者が署名することで押印不要とします

TEL＆FAX　011－271－4152

単位子ども会　で作成　　市町村子連へ　　**市町村子連で保管**　　**市町村子連**　で作成

㊞又は自署

①加入者名簿（共済様式03・04）　性別・年齢不要に →

②子ども会年間計画（共済様式05）・・・追加・変更可 →
※
途中で追加があった場合は実施前に報告する →

③加入申込書（加入D-4）→道子連へは送らなくてよい！ →

⑥会費　人数×200円　（10月以降も200円） →

※②の計画書の行事が補償の対象です(必須)

①写しを保管(共済様式03・04) →

②写しを保管(共済様式05) →
※途中で追加があった場合は実施前に道子連へ報告を

③写し不要原本を保管（加入D-4）

⑤取りまとめる →

※事故が起きたときに必要になりますので保管しておいて下さい

取りまとめ作成

①加入者名簿（共済様式03・04）**原本**

3才以下の年齢・学年、㊞又は自署等を

②子ども会年間計画（共済様式05）**原本**

③加入者内訳表※（加入D-3）　作成

④加入申込書（D-2）　作成　㊞又は自署

⑥ゆうちょ銀行　→　**★ローカルルール①**
道子連口座へ送金　　（2ケ月まとめて）

※③D-3の保護者を④加入D-2へ転記する際は育成者として集計して下さい

保護者＝育成者

※3月中に加入-01を提出
（共済契約申込書）

㊞又は自署

⇒ 道子連へ送る

⇓

⇒ 道子連へ送る

⇓

全子連へ

＜事故が起きたときの手続き＞

単位子ども会　　**市町村子連**

電話などで連絡 →

事故発生第一報（共済様式20）を作成　　-計画書で確認-
30日以内 ⇒ 道子連へ送る（FAX可）

TEL&FAX
011-271-4152

★ローカルルール1①とは
2ヶ月分まとめて翌月初めに送金する特例。
＜道子連が郵便振込手数料負担**(年間5枚まで)**軽減のため、会費を立替える特例＞）
ただし、3月の特例はない。

郵便振込用紙は
年間 **5** 枚まで配布
（今回4枚+道子連会費1枚）

※ 会費・キャンプ・育成研参加費も見舞金会費と**合算して**なるべく送金回数を減らせるよう、ご協力ください。

治療が終了（治癒）したら
領収書・診療明細書の写しと

医療共済金請求書等

を60日以内に提出

※180日を経過した場合
治療が終わらなくても
請求　（対象期間）

＜見舞金を請求＞

← **※医療共済金請求書兼事故証明書等の書類を被害者に渡しておく**（共済様式21・22、D-5・6）　㊞又は自署

→

①見舞金申請書（道子連様式　請求D-5）
（振込先記入欄）　　※子連チェック欄有

②共済金請求書兼事故証明書（共済様式21）　㊞又は自署
※子連チェック欄有

③診療点数数集約書　※**診断書**は指示された場合のみ必要
（請求D-6）　　（料金は出ません）

④領収書及び診療明細書の写し

☆ ⑤個人情報の取扱いについての同意書（共済様式22）
※必ず出してください　　自署の場合も㊞必須

⑥子ども会年間計画の写し（共済様式05）

⑦月間計画書か要項・案内の回覧板など（必須）

⑧加入名簿の写し（共済様式03・04）

※整骨院・接骨院用（共済様式24）

⇒ 道子連へ送る
60日以内

⇒

全子連へ送る

道子連・全子連で
審査し
決定した場合

見舞金　・　共済金

⇓

それぞれ60日以内に

診療(保健医療)点数総額の

道子連(見舞金)20%

全子連(共済金)30%

← **被害者へ支給**

← **被害者へ支給**

市町村子連

← **直接送金**（**決定通知書**は市町村子連へ）

← （**直接送金**の場合は振込通知書を受領書と見なすので不要）

被害者

見舞金を受取る

共済金を受取る